

議案第49号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第4項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「親である者」を「親であるもの」に改める。

第11条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第2項中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第26条第1項中「職員が、」を「職員が要介護者（）に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「第15条」を「第19条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第26条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、基山町職員の給与に関する条例第8条の規定にかかわらず、そ

の期間の勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第27条の見出し中「休暇」の次に「、介護休暇及び介護時間」を加え、同条中「除く。」の次に「、介護休暇及び介護時間」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第27条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第26条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

提案理由

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、介護休暇の分割取得、介護時間の新設に対応するため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要がある。

平成28年12月13日原案可決